

国立国会図書館 調査及び立法考查局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	主要国における被選挙権年齢（資料）
他言語論題 Title in other language	Age of Candidacy in Parliamentary Elections
著者 / 所属 Author(s)	那須 俊貴 (NASU Toshiki) / 国立国会図書館調査及び立法考查局 政治議会課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考查局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	833
刊行日 Issue Date	2020-06-20
ページ Pages	57-74
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	各国議会の選挙制度を見ると、被選挙権年齢の方が選挙権年齢より高い国及び上院の被選挙権年齢の方が下院より高い国が多いが、これらを同じ年齢としている国も一定程度存在する。

- * この記事は、調査及び立法考查局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。
- * 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

主要国における被選挙権年齢

国立国会図書館 調査及び立法考査局
政治議会課 那須 俊貴

目 次

はじめに

I 我が国における被選挙権年齢

- 1 現行制度
- 2 被選挙権年齢と選挙権年齢の差
- 3 両院の被選挙権年齢の差

II 諸外国における被選挙権年齢

- 1 國際的な傾向
- 2 アメリカ、イギリス及びオーストラリアの状況

おわりに

別表1 世界各国・地域の選挙権年齢・被選挙権年齢（下院）

別表2 世界各国・地域の選挙権年齢・被選挙権年齢（上院）

別図1 世界各国・地域の選挙権年齢の分布（下院）

別図2 世界各国・地域の被選挙権年齢の分布（下院）

別図3 世界各国・地域の被選挙権年齢の分布（上院）

別図4 世界各国・地域の被選挙権年齢と選挙権年齢の差（下院）

別図5 世界各国・地域における両院の被選挙権年齢の差

キーワード：被選挙権年齢、選挙権年齢

要　旨

我が国では、選挙権年齢の 20 歳から 18 歳への引下げを受け、被選挙権年齢の見直しをめぐる議論が行われている。これを踏まえ、本稿では、国内外の議会選挙における被選挙権年齢の状況を、①被選挙権年齢と選挙権年齢の差及び②両院議員の被選挙権年齢の差という二つの視点から整理した。

我が国の被選挙権年齢は、衆議院議員が 25 歳、参議院議員が 30 歳であり、これらの公職に就任するためには、選挙権年齢より高い年齢が必要とされている。また、参議院議員の被選挙権年齢の方が衆議院議員よりも高い点については、制定当初に、参議院を衆議院とは異質的なものとするためである等の説明がなされた。国際的な傾向を見ると、我が国と同様に、被選挙権年齢が選挙権年齢より高い国及び上院議員の被選挙権年齢が下院議員の被選挙権年齢より高い国が多いが、OECD 加盟国の中でも、これらの年齢が一致している国も存在する。

はじめに

我が国では、「公職選挙法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 43 号)により、選挙権年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられた⁽¹⁾。これは、昭和 20 年に選挙権年齢が 25 歳から 20 歳に引き下げられて以来、70 年ぶりの引下げであった。一方、平成 27 年の公職選挙法等の改正では、被選挙権年齢は引き下げられなかったが、近年その見直しを求める動きが高まっている⁽²⁾。被選挙権年齢を引き下げる意義としては、若者が立候補するようになり若年層の政治に対する関心が高まること、若者の意見が政治に反映されやすくなること等が指摘されている⁽³⁾。また、列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union: IPU) の調査によれば、被選挙権年齢は議会における若い議員の割合と関連しており、立候補できるようになるまでの「待ち時間」が長いほど、すなわち、被選挙権年齢が高くなるほど、若い議員の割合が低くなるという傾向の存在が指摘されている⁽⁴⁾。その一方で、我が国における世論調査では、被選挙権年齢の引下げに対して慎

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 2 年 4 月 1 日である。

(1) 選挙権年齢引下げの経緯や改正の概要については、鈴木康之「公職選挙法等の一部を改正する法律（選挙権年齢等の引下げ）について」『選挙時報』64 卷 8 号、2015.8, pp.1-9; 中谷幸司「選挙権年齢の「一八歳以上」への引下げ」『時の法令』1988 号、2015.10.30, pp.4-17 等を参照。

(2) 例えば、平成 30 年 11 月に超党派の「若者政策推進議員連盟」が、「各級選挙の被選挙権年齢の一一律 18 歳への引下げを目指し、諸外国の状況も踏まえた検討を各党において進めることを求める」との提言を行った（あわせて供託金額についても、廃止も含めて引き下げる方向での見直しを提言した。）。「若者政策推進議員連盟」提言「被選挙権年齢・供託金額引き下げ」2018.11.28. 若者政策推進議員連盟ウェブサイト <<http://youthpolicyparliamentarygroup.mystrikingly.com/blog/b7ec1dd90f6>> また、令和元年 7 月に執行された第 25 回参議院議員通常選挙では、多くの政党が、その公約等において、被選挙権年齢の引下げに言及した。

(3) 「中外時評 18 歳以上に選挙権を」『日本経済新聞』1999.3.21; 「18 歳選挙権スタート 2016 参院選 若者の声を政治に」『日本経済新聞』2016.6.19; 田中宗孝「被選挙権年齢も見直しを」『都市問題』98 卷 7 号、2007.7, pp.24-27. 同様の指摘は約半世紀前にもなされており、被選挙権年齢を引き下げる意義として、若者の意識向上や若者の意見の政治への反映が挙げられ、選挙権年齢の引下げを議論する際には、被選挙権年齢との関係も検討する必要があるとされていた。杉原正純「選挙権年令の引下げ問題について」『選挙時報』19 卷 11 号、1970.11・12, p.8.

重な見方が示されており⁽⁵⁾、18～19歳のみを対象とした調査においても同様の傾向が示されている⁽⁶⁾。

このような状況を踏まえ、本稿では、Iにおいて我が国における被選挙権年齢をめぐるこれまでの議論の状況等を整理した後、IIにおいて諸外国における被選挙権年齢の傾向等を紹介し（本稿末尾の別表1～2及び別図1～5も参照）、被選挙権年齢の見直しをめぐる議論の参考に供することとする⁽⁷⁾。なお、本稿では、国内外共に国会議員の被選挙権年齢の状況を調査対象として、①被選挙権年齢と選挙権年齢の差及び②両院議員の被選挙権年齢の差という二つの視点からの整理を試みた。これは、被選挙権年齢として規定される具体的な年齢水準には様々なものがあるところ、①選挙権年齢との関係及び②下院議員と上院議員の被選挙権年齢の関係についてどのような考え方を探るかにより、被選挙権年齢の在り方が一定程度方向付けられるためである。

I 我が国における被選挙権年齢

1 現行制度

我が国の被選挙権年齢は、「公職選挙法」（昭和25年法律第100号）により、衆議院議員については25歳、参議院議員については30歳と規定されている⁽⁸⁾。衆議院議員については、昭和20年12月の「衆議院議員選挙法」（大正14年法律第47号）の改正により、選挙権年齢が25歳から20歳に引き下げられるとともに、被選挙権年齢も30歳から25歳に引き下げられた⁽⁹⁾。このときの選挙権年齢及び被選挙権年齢の引下げについては、堀切善次郎内務大臣（当時）が、①青年の知識能力が向上した、②青年の選挙への参加は新日本建設のための新しい政治力の形成につながる等の理由を挙げている⁽¹⁰⁾。一方、参議院議員については、当初は「参議院議員選挙法」（昭和22年法律第11号）により、衆議院議員の選挙権を有する者が参議院議員の選挙権

(4) Inter-Parliamentary Union, "Youth participation in national parliaments: 2018," 2018, pp.23-24. <<https://www.ipu.org/file/7939/download>> この資料では、被選挙権年齢と45歳以下の議員の割合との相関関係が示されている。なお、被選挙権年齢が異なれば、若い議員の割合に影響を与えることは当然であるという見方もあるが、I 3でも後述するように、選挙における実際の当選人の年齢は、被選挙権年齢より高くなることが多いという見方もあるため、本稿では、被選挙権年齢と若い議員の割合との関連性を指摘する資料を紹介した。

(5) 「合同世論調査 主な質問と回答」『産経新聞』2016.4.26; 「日本の世論 2016 本社・埼玉大共同調査」『毎日新聞』2016.12.22. いずれの調査においても、被選挙権年齢の引下げに賛成する割合は、反対する割合を下回っている。

(6) 「18・19歳、社会へ多彩なまなざし」『朝日新聞』2016.4.8; 「参院選18・19歳世論調査 1票の意義 実感」『読売新聞』2016.8.13. いずれの調査においても、被選挙権年齢の引下げに賛成する割合は、反対する割合を下回っている。

(7) これまでの諸外国の選挙権年齢及び被選挙権年齢をめぐる状況等については、佐藤令ほか『主要国の各種法定年齢—選挙権年齢・成人年齢引下げの経緯を中心に—』（調査資料2008-3-b 基本情報シリーズ②）国立国会図書館調査及び立法考査局、2008. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000896_po_200806.pdf?contentNo=1>; 那須俊貴「諸外国の選挙権年齢及び被選挙権年齢（資料）」『レファレンス』779号、2015.12. pp.145-153. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9578222_po_077907.pdf?contentNo=1> 等を参照。また、我が国及び欧米主要国における議員の平均年齢等については、高澤美有紀ほか「データで見る議会—欧米主要国議会と我が国議会—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1065号、2019.8.1. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11335971_po_1065.pdf?contentNo=1> を参照。

(8) 同法第10条第1項。都道府県知事については30歳、都道府県議会議員、市町村議会議員及び市町村長については25歳と規定されている。

(9) 改正後の同法第5条。自治省選挙部編『選挙法百年史』第一法規出版、1990. pp.339-340. なお、我が国最初の「衆議院議員選挙法」（明治22年法律第3号）以来昭和20年の改正に至るまで、選挙権年齢は25歳、被選挙権年齢は30歳とされていた。衆議院・参議院編『議会制度百年史 議会制度編』1990. p.531.

(10) 第89回帝国議会衆議院衆議院議員選挙法中改正法律案外一件委員会議録（速記）第1回 昭和20年12月4日 pp.1-2.

を有すると規定され、被選挙権年齢は30歳と定められた⁽¹¹⁾。同法の立案過程では、被選挙権年齢を40歳とすることも検討されていたが、当時の連合国最高司令官総司令部（General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers: GHQ）から年齢要件の引下げ等に係る修正意見の申入れがなされ、最終的に30歳と規定された⁽¹²⁾。その後昭和25年に各種の選挙法規を統一した公職選挙法が制定され⁽¹³⁾、現在に至っている。

2 被選挙権年齢と選挙権年齢の差

一般的に、被選挙権の要件は、①公務が適切に遂行されるように選挙権の要件よりも厳格にするという考え方と、②選挙人による判断に委ねて可能な限り制限を設けないようにするという考え方があるとされる⁽¹⁴⁾。これらの考え方を年齢要件すなわち被選挙権年齢と選挙権年齢の関係について見ると、①議員には、その職務を踏まえて選挙人よりも高い年齢要件が必要であるという考え方と、②多くの選挙人が適任者を選べばよいので、被選挙権年齢を選挙権年齢より高くする必要はないという考え方で整理される⁽¹⁵⁾。さらに、③国民が国民の中から代表を選ぶというように、選ぶ側と選ばれる側は同一であるという観点から、被選挙権年齢は選挙権年齢と同じであるべきという考え方もある⁽¹⁶⁾。

上述のとおり、我が国の被選挙権年齢は、衆議院議員については25歳、参議院議員については30歳と規定され、18歳である選挙権年齢より高くなっている。被選挙権年齢と選挙権年齢の差については、平成10年に国会で牧之内隆久・自治省行政局選挙部長（当時）が、公職に就くためには知識や経験が必要とされるという考え方から、現在のように被選挙権年齢が規定されていると答弁している⁽¹⁷⁾。また、最近では、平成31年に石田真敏総務大臣（当時）が、被選挙権年齢は社会的経験に基づく思慮と分別を踏まえて設定されており、当該公職の職務内容や選挙権年齢とのバランス等を考慮して検討されるべきであると答弁している⁽¹⁸⁾。

(11) 同法第3条及び第4条。自治省選挙部編 前掲注(9), p.567. なお、貴族院議員の構成と年齢要件は次のとおりであった。①皇族議員（成年（皇太子・皇太孫は18歳、その他の皇族は20歳））、②公侯爵議員（30歳（大正14年改正で25歳から引上げ））、③伯子男爵議員（30歳（大正14年改正で25歳から引上げ））、④勅選議員（30歳）、⑤帝国学士院会員議員（30歳（大正14年改正で新設））、⑥多額納税者議員（30歳）、⑦朝鮮・台湾在住者議員（30歳（昭和20年改正で新設、昭和21年改正で削除））。衆議院・参議院編 前掲注(9), pp.27-31.

(12) 総司令部側は、アメリカの連邦議会上院議員等の被選挙権年齢は30歳であること、被選挙権年齢を40歳にした場合日本の「保守的傾向」が連合国間で問題とされること等の意見を表明したとされ、我が国は一旦35歳にすることを提示したものの、最終的に30歳になったとされている。『戦後自治史Ⅲ（参議院議員選挙法の制定）』自治大学校，1960, pp.15-17, 158-160.

(13) 二井関成『選挙制度の沿革』（現代地方自治全集 9）ぎょうせい, 1978, p.263.

(14) 安田充・高田寛文『選挙・政治資金制度』（地方自治総合講座 6）ぎょうせい, 1999, p.16. (安田充執筆部分)

(15) 野中俊彦ほか『憲法I 第5版』有斐閣, 2012, p.544. (高見勝利執筆部分)

(16) 前田英昭「国会の先例は語る102 選挙・被選挙年齢の引き下げ—若者よ、政治を変えていこう—」『国会月報』50巻650号, 2003.2, p.55. 憲法学の立場からも、現在の両院議員の被選挙権年齢の違憲性を問題とする見解は余りないとしながら、被治者と治者の同一性の理念からは、被選挙権年齢を高くすることについて、憲法上問題となる可能性があると指摘されている。この場合、被治者について選挙権年齢が、治者について被選挙権年齢がそれぞれ対応する。樋口陽一ほか『憲法III 第41条～第75条』（注解法律学全集 3）青林書院, 1998, p.61. (樋口陽一執筆部分) なお、被選挙権に対する制約を最小限にとどめる観点から、被選挙権年齢を選挙権年齢より高くなることについて疑問を呈する見解もある。辻村みよ子『憲法 第6版』日本評論社, 2018, p.315.

(17) 第143回国会衆議院地方行政委員会議録第2号 平成10年10月6日 p.15.

(18) 第198回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第2号 平成31年4月2日 p.6. ここでは最近の議論を紹介したが、昭和20年12月に衆議院議員の被選挙権年齢が25歳に引き下げられる以前、同年齢が30歳であった当時も、25歳とされていた選挙権年齢より被選挙権年齢の方が高い理由について、議員を選挙するより議員として活動する方が、より多くの経験と練達を必要とするからであると説明されていた。美濃部達吉『憲法撮要 改訂』有斐閣, 1946, p.316.

3 両院の被選挙権年齢の差

参議院議員の被選挙権年齢は30歳であり、衆議院議員の25歳よりも5歳高くなっている。その趣旨については、大村清一内務大臣（当時）が、参議院議員選挙法案の提案理由の説明において、参議院の構成を衆議院とは異質的なものとするために、参議院議員の被選挙権年齢を衆議院議員より5歳高い30歳としたと述べている⁽¹⁹⁾。また、同大臣は、被選挙権年齢を30歳とすることで、参議院の性格にふさわしい分別と経験を保たせるという説明も行っている⁽²⁰⁾。

このような参議院議員の被選挙権年齢を30歳と規定することの趣旨に関しては、被選挙権年齢をより高く40歳とした方が妥当であるという立場からの質疑と、30歳としても異質な院を構成できないので衆議院議員の被選挙権年齢と同じ年齢にした方が妥当であるという立場からの質疑の両方が行われている。

まず、参議院議員の被選挙権年齢を40歳とした方が妥当であるという立場に対して、同大臣は、①我が国の先例として貴族院議員等の年齢要件が30歳であること、②アメリカを始めとして上院議員の被選挙権年齢を30歳としている諸外国の例があること、③被選挙権年齢を30歳としても実際の選挙における当選人は40歳以上の者が多くなると予想されること、④被選挙権年齢を40歳とするとそれより若い年齢層における参議院議員の適格者を排除してしまうこと等を挙げて、被選挙権年齢を30歳とした理由を説明している⁽²¹⁾。

一方、参議院議員の被選挙権年齢を衆議院議員と同じ年齢にした方が妥当であるという立場に対して、内務事務官である郡祐一政府委員（当時）は、①良い意味での保守性を第二院に持たせるために年齢は重要であること、②諸外国でも第一院と第二院の議員の被選挙権年齢に差を設けていること、③両院議員の被選挙権年齢に差を設けることには意味があるが、参議院議員の被選挙権年齢を余り高くすると保守的に過ぎるため30歳とすること等を挙げて、説明を行っている⁽²²⁾。

以上のような参議院議員選挙法制定時の議論に対して、従来は両院議員の被選挙権年齢に5歳の差があることを違憲とする主張は余りなかった⁽²³⁾とされるものの、近年はそのような年齢差を設ける合理性に疑問を呈する見解も示されており⁽²⁴⁾、参議院議員の被選挙権年齢を衆議院議員の被選挙権年齢より5歳高く規定しても、有意味な違いをもたらさないという指摘がなされている⁽²⁵⁾。その一方で、制定過程における議論も踏まえ、第二院としての冷静さを保つために、参議院議員の被選挙権年齢は、衆議院議員の被選挙権年齢より少し高い方が適切であるという主張もなされている⁽²⁶⁾。また、制定過程における議論で言及された参議院の衆議院に対

(19) 第91回帝国議会貴族院議事速記録第5号 昭和21年12月4日 pp.60-61. 提案理由の中では、参議院の構成を衆議院とは異質的なものとするための方策として、被選挙権年齢と共に選挙区の構成を異ならせることも挙げている。

(20) 同上, p.62.

(21) 第91回帝国議会貴族院参議院議員選挙法案特別委員会議事速記録第3号 昭和21年12月6日 pp.1-2, 4.

(22) 第91回帝国議会衆議院参議院議員選挙法案委員会議録(速記) 第2回 昭和21年12月21日 pp.5-6.

(23) 例えば、宮澤俊義、芦部信喜補訂『全訂日本国憲法』日本評論社、1978, p.362では、現行の両院議員の被選挙権年齢は、国会議員等の資格を法律で定めること及びその際の差別禁止について規定している憲法第44条に違反しないとされている。なお、現行の被選挙権年齢を問題視するものではないが、被選挙権年齢を60歳とするなど余りに高い年齢要件は、同条等により禁止されるという指摘もなされている。法学協会編『註解日本国憲法 下巻』有斐閣、1954, pp.760-762.

(24) 君塚正臣「32 公職選挙法の規定で一定の年齢に達しない者につき被選挙権を制限していることの憲法適合性について、公職選挙法二〇四条の選挙無効訴訟において選挙人らが被選挙権の制限に係る当該規定の違憲を主張してこれを争うことは可能であるか(消極)」『判例時報』2377号、2018.10.1, pp.155-160.

(25) 第154回国会衆議院憲法調査会政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会議録第3号 平成14年4月11日 p.14. (大石眞参考人発言部分)

する異質性について、①異質性を被選挙権年齢の点でも求める、②異質性を被選挙権年齢とは切り離して考える⁽²⁷⁾、③参議院の異質性を追求しないという三つの考え方整理し、①の場合は参議院議員の被選挙権年齢の引上げを検討することが必要であり、②及び③の場合は参議院議員の被選挙権年齢を衆議院議員の被選挙権年齢より高くする必要はないとする見解も示されている⁽²⁸⁾。

II 諸外国における被選挙権年齢

1 國際的な傾向

(1) 被選挙権年齢の分布

(i) 下院

諸外国の下院（一院制の議会を含む。以下同じ。）における議員の被選挙権年齢⁽²⁹⁾の分布は、3極に分かれている（別図2参照）。すなわち、被選挙権年齢が判明した195の国・地域⁽³⁰⁾のうち、18歳が65か国（33.3%⁽³¹⁾）、21歳が57か国（29.2%）、25歳が55か国（28.2%）であり、これらの国を合計すると177か国（90.8%）に上る⁽³²⁾。他の国については、17歳が2か国（1.0%）、20歳が1か国（0.5%）、23歳が5か国（2.6%）、28歳が1か国（0.5%）、30歳が9か国（4.6%）である。

一方、経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD）に加盟している36か国について見ると、18歳が21か国（58.3%）、21歳が9か国（25.0%）、25歳が6か国（16.7%）であり、世界全体の傾向と比較すると、18歳としている国の割合が高くなっている。

(ii) 上院

諸外国の上院議員の被選挙権年齢については、下院議員のような明確な傾向は見られなかつた（別図3参照）。具体的には、被選挙権年齢が判明した74か国のうち、18歳が15か国（20.3%）、21歳が9か国（12.2%）、24歳が1か国（1.4%）、25歳が7か国（9.5%）、30歳が18か国（24.3%）、33歳が1か国（1.4%）、35歳が11か国（14.9%）、40歳が11か国（14.9%）、45

(26) 第190回国会参議院の統治機構に関する調査会会議録第2号 平成28年2月17日 p.16. (岩崎美紀子参考人発言部分) なお、衆議院議員の被選挙権年齢については、選挙権年齢と同じ18歳への引下げに賛成する見解が示されている。

(27) II 2 (3)で後述するとおり、オーストラリアでは両院議員の被選挙権年齢が同じである一方で、上院の位置付けに関して、上院議員を各州同数とするなど州の利益の擁護が図られた。これは、必ずしも明示的に②の考え方を採ったものではないかもしれないが、②の考え方と相当する事例と言えよう。

(28) 田中 前掲注(3), pp.26-27. さらに、②及び③の場合に両院議員の被選挙権年齢を18歳選挙権と揃える可能性も指摘されている。

(29) 直接選挙を採用していない場合は、議員の就任可能年齢を調査した。以下同じ。本稿では、公職に就任するために必要な知識や経験等の有無を判断する基準として年齢が挙げられることを踏まえ、議員の選出方法として直接選挙を採用している場合に限定せずに、広く議員の年齢要件の国際的な傾向を紹介する。なお、本稿では、諸外国における選挙権年齢及び被選挙権年齢について、IPU等のデータに依拠した。

(30) 以下では、国・地域を指す場合であっても国とだけ表記する。

(31) 小数点第2位を四捨五入した。以下同じ。

(32) 被選挙権年齢の国際的な傾向について、同様の指摘をしている資料として、次のものがある。Consortium for Elections and Political Process Strengthening (CEPPS), "Raising Their Voices: How effective are pro-youth laws and policies?" 2019, p.50. International Foundation for Electoral Systems Website <https://www.ifes.org/sites/default/files/ifes_2019_pro-youth_report_english.pdf>

歳が 1 か国（1.4%）である。

一方、OECD に加盟している 36 か国のうち、二院制の国である 19 か国について見ると、18 歳が 8 か国（42.1%）、21 歳が 2 か国（10.5%）、24 歳が 1 か国（5.3%）、25 歳が 1 か国（5.3%）、30 歳が 4 か国（21.1%）、35 歳が 1 か国（5.3%）、40 歳が 2 か国（10.5%）である。下院議員の場合と同様に、世界全体の傾向と比較すると、18 歳としている国の中の割合が高くなっている。

（2）被選挙権年齢と選挙権年齢の差

国際的な傾向として、被選挙権年齢が選挙権年齢より高い国の方が多い、その背景には、議員に対して選挙人に対するよりも高い成熟度や賢明さを求める考え方があると指摘されている⁽³³⁾。実際、下院議員の被選挙権年齢と選挙権年齢を比較すると、両方の年齢の差が判明した 187 か国のうち、年齢が一致している国が 65 か国（34.8%）であるのに対して、被選挙権年齢の方が選挙権年齢より高い国は 122 か国（65.2%）に上る（別図 4 参照）。被選挙権年齢の方が高い 122 か国について見ると、選挙権年齢との年齢差は 2 歳から 12 歳まで幅があるが、3 歳が 51 か国、7 歳が 50 か国と、特にこれら二つの年齢差の国が多くなっている⁽³⁴⁾。

一方、OECD に加盟している 36 か国について見ると、下院議員の被選挙権年齢と選挙権年齢が一致している国が 20 か国（55.6%）であるのに対して、被選挙権年齢の方が選挙権年齢より高い国は 16 か国（44.4%）にとどまり、世界全体の傾向とは異なって、両方の年齢が一致している国の方が多いくなっている。被選挙権年齢の方が高い 16 か国について見ると、選挙権年齢との差は、2 歳が 1 か国、3 歳が 9 か国、7 歳が 5 か国、8 歳が 1 か国となっている。

（3）両院の被選挙権年齢の差

国際的には、多くの国において、上院議員の被選挙権年齢の方が下院議員の被選挙権年齢より高く規定されており、その背景として、経験等を積んだ上院が、若い下院の行き過ぎを抑えるという考え方があると指摘されている⁽³⁵⁾。実際、両院議員の被選挙権年齢の差が判明した 74 か国のうち、これらの年齢が一致している国は 27 か国（36.5%）であるのに対して、上院議員の被選挙権年齢の方が下院議員の被選挙権年齢より高い国は 47 か国（63.5%）に上る（別図 5 参照）。上院議員の被選挙権年齢の方が高い 47 か国について見ると、下院議員の被選挙権年齢との差は 3 歳から 20 歳まで幅があるが、特に 5 歳が 13 か国、10 歳が 11 か国と多くなっている。

一方、OECD に加盟している 36 か国のうち、二院制の国である 19 か国について見ると、両院議員の被選挙権年齢が一致している国が 9 か国（47.4%）であるのに対して、上院議員の被選挙権年齢の方が下院議員の被選挙権年齢より高い国が 10 か国（52.6%）であり、世界全体の傾

(33) Louis Massicotte et al., *Establishing the Rules of the Game: Election Laws in Democracies*, Toronto: University of Toronto Press, 2004, p.53.

(34) 前述のとおり、下院議員の被選挙権年齢は、18 歳、21 歳及び 25 歳でおおむね三分されている（別図 2 参照）。これに対して、下院議員の選挙権年齢が判明した 187 か国のうち、18 歳は 166 か国（88.8%）に上る（別図 1 参照）。このような状況を背景として、被選挙権年齢と選挙権年齢の差は、0 歳（年齢が一致）、3 歳又は 7 歳が多くなっていると言えよう。

(35) Massicotte et al., *op.cit.*(33) なお、イタリアでは、被選挙権年齢だけではなく選挙権年齢も、上院議員の方が下院議員より高く規定されている。具体的には、下院議員について選挙権年齢が 18 歳、被選挙権年齢が 25 歳、上院議員について選挙権年齢が 25 歳、被選挙権年齢が 40 歳と定められている。

向と比較すると、両院議員の被選挙権年齢が一致している国の割合が高く、半数近くまで増えている。上院議員の被選挙権年齢の方が高い 10 か国について見ると、下院議員の被選挙権年齢との差は、5 歳が 2 か国のはか、3 歳、4 歳、6 歳、9 歳、12 歳、14 歳、15 歳及び 19 歳が各 1 か国と様々である。

2 アメリカ、イギリス及びオーストラリアの状況

Ⅱ1 では被選挙権年齢に関する国際的な傾向を概観したが、Ⅱ2 では主要国の中からアメリカ、イギリス及びオーストラリアの 3 か国を取り上げ、被選挙権年齢をめぐる状況や、平均年齢など議員の年齢に関するデータを紹介する。これら 3 か国うちアメリカでは、我が国と同様に、被選挙権年齢が選挙権年齢より高く、上院議員の被選挙権年齢も下院議員の被選挙権年齢より高い。これに対して、イギリス及びオーストラリアは我が国と状況が異なる。イギリスでは、近年下院議員の被選挙権年齢が引き下げられ、選挙権年齢と同じ年齢に定められた。一方オーストラリアでは、下院議員の被選挙権年齢と選挙権年齢が同じだけではなく、上院議員の被選挙権年齢も同じ年齢である。このように、本稿では、アメリカを選挙権年齢と両院議員の被選挙権年齢が異なる例として、イギリス及びオーストラリアを年齢要件が一致している例として紹介する。なお、これら 3 か国の議会選挙における選挙権年齢は、18 歳である。

(1) アメリカ

(i) 現行制度

下院議員の被選挙権年齢は 25 歳⁽³⁶⁾、上院議員の被選挙権年齢は 30 歳⁽³⁷⁾である⁽³⁸⁾。

(ii) 被選挙権年齢と選挙権年齢の差

連邦憲法の制定過程において、下院議員の被選挙権年齢は、当初 21 歳とされていた。これは当時の選挙権年齢と同じ年齢である。しかし、個人の事柄を扱える年齢に達した後に、国家の事柄を扱える年齢になるまでには一定の期間が必要であるという観点から、下院議員の被選挙権年齢は、最終的に 25 歳と規定された⁽³⁹⁾。この 25 歳という被選挙権年齢に関しては、若者に対しても年配者に対しても、多くの人々に下院議員に就任する資格を認めたものであるなどと説明されている⁽⁴⁰⁾。

(iii) 両院の被選挙権年齢の差

上院議員の被選挙権年齢が、下院議員の被選挙権年齢より 5 歳高い 30 歳とされていることについては、上院が広い見聞と安定した人格を必要としており、上院議員はそれにふさわしい年齢に達している必要があると説明されている⁽⁴¹⁾。

(36) 連邦憲法第 1 条第 2 節第 2 項。

(37) 連邦憲法第 1 条第 3 節第 3 項。

(38) 1971 年に、選挙権年齢を一律に 18 歳に引き下げる連邦憲法の修正第 26 条が成立した。これを契機として、1970 年代には多くの被選挙権年齢引下げの提案がなされたとされているが、実現はしていない。John R. Vile, *Encyclopedia of Constitutional Amendments, Proposed Amendments, and Amending Issues, 1789-2010*, Vol.1, 3rd ed., Santa Barbara: ABC-CLIO, 2010, pp.86-87.

(39) “Constitutional Qualifications.” United States House of Representatives Website <<https://history.house.gov/Institution/Origins-Development/Constitutional-Qualifications/>>; Jack Maskell, “Qualifications of Members of Congress,” *CRS Report*, R41946, January 15, 2015, p.10. <<https://fas.org/sgp/crs/misc/R41946.pdf>>

(40) ジェイムズ・マディソン「第 52 篇 下院議員に関する被選挙規定」A. ハミルトンほか(斎藤眞・中野勝郎編訳)『ザ・フェデラリスト』岩波書店, 1999, p.247.

(41) ジェイムズ・マディソン「第 62 篇 上院の構成」ハミルトンほか 同上, pp.277-278.

(iv) 議員の年齢に関するデータ

近年の各議会期冒頭における議員の平均年齢を見ると、2011年から開始した第112議会の下院議員は56.7歳、上院議員は62.2歳、2013年から開始した第113議会の下院議員は57.0歳、上院議員は62.0歳、2015年から開始した第114議会の下院議員は57.0歳、上院議員は61.0歳、2017年から開始した第115議会の下院議員は57.8歳、上院議員は61.8歳、2019年から開始した第116議会の下院議員は57.6歳、上院議員は62.9歳となっており、下院議員は50歳代後半で、上院議員は60歳代前半で推移している（表1）⁽⁴²⁾。一方、第116議会における最年少議員の議会期冒頭における年齢を見ると、下院議員が29歳、上院議員が39歳である⁽⁴³⁾。

表1 近年の議会期冒頭における議員の平均年齢

議会期	下院議員	上院議員
第112議会（2011-12年）	56.7歳	62.2歳
第113議会（2013-14年）	57.0歳	62.0歳
第114議会（2015-16年）	57.0歳	61.0歳
第115議会（2017-18年）	57.8歳	61.8歳
第116議会（2019-20年）	57.6歳	62.9歳

（出典）Jennifer E. Manning, “Membership of the 112th Congress: A Profile,” CRS Report for Congress, R41647, November 26, 2012, pp.1-2. <<https://fas.org/sgp/crs/misc/R41647.pdf>>; *idem*, “Membership of the 113th Congress: A Profile,” CRS Report, R42964, November 24, 2014, pp.1-2. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/download/R/R42964/R42964.pdf>>; *idem*, “Membership of the 114th Congress: A Profile,” CRS Report, R43869, December 5, 2016, pp.1-2. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/download/R/R43869/R43869.pdf>>; *idem*, “Membership of the 115th Congress: A Profile,” CRS Report, R44762, December 20, 2018, pp.1-2. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/download/R/R44762/R44762.pdf>>; *idem*, “Membership of the 116th Congress: A Profile,” CRS Report, R45583, March 31, 2020, p.2. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R45583>> を基に筆者作成。

（2）イギリス

(i) 現行制度

下院議員の被選挙権年齢は、現在18歳である⁽⁴⁴⁾。これは2004年に被選挙権年齢の引下げを勧告した選挙委員会の報告書⁽⁴⁵⁾を受け、2006年の法改正で従来の21歳から18歳に引き下げられたものである⁽⁴⁶⁾。一方、上院は非公選であり、世襲貴族、一代貴族及び聖職貴族により構成される⁽⁴⁷⁾。上院議員の年齢要件は、21歳である⁽⁴⁸⁾。

(42) Jennifer E. Manning, “Membership of the 112th Congress: A Profile,” CRS Report for Congress, R41647, November 26, 2012, pp.1-2. <<https://fas.org/sgp/crs/misc/R41647.pdf>>; *idem*, “Membership of the 113th Congress: A Profile,” CRS Report, R42964, November 24, 2014, pp.1-2. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/download/R/R42964/R42964.pdf>>; *idem*, “Membership of the 114th Congress: A Profile,” CRS Report, R43869, December 5, 2016, pp.1-2. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/download/R/R43869/R43869.pdf>>; *idem*, “Membership of the 115th Congress: A Profile,” CRS Report, R44762, December 20, 2018, pp.1-2. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/download/R/R44762/R44762.pdf>>; *idem*, “Membership of the 116th Congress: A Profile,” CRS Report, R45583, March 31, 2020, p.2. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R45583>>

(43) Manning, “Membership of the 116th Congress: A Profile,” *ibid*.

(44) 2006年選挙管理法（Electoral Administration Act 2006 (c.22)）第17条。

(45) Electoral Commission, *Age of electoral majority: Report and recommendations*, 2004.

(46) 選挙権年齢及び成年年齢については、1969年に21歳から18歳に引き下げる法改正が行われたが、被選挙権年齢は引き下げられなかった。当時被選挙権年齢を21歳のままとすることの是非については、議会における法改正の審議の際、全く言及がなされなかったとされている。Robert Blackburn, *The Electoral System in Britain*, Houndsills: Macmillan Press, 1995, p.168.

(47) 濱野雄太「イギリスの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1056号, 2019.5.28, pp.1-2. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11286064_po_1056.pdf?contentNo=1>

(48) 上院規則（Standing Orders of the House of Lords Relating to Public Business）第2条。なお、イギリスについては、上院が非公選であることなどから、両院議員の被選挙権年齢の差は取り上げないこととする。

(ii) 被選挙権年齢と選挙権年齢の差

下院議員の被選挙権年齢と選挙権年齢は、共に18歳である。前述の2004年に公表された選挙委員会の報告書では、選挙権年齢について、当面18歳を維持すること等が勧告されたが、被選挙権年齢について、21歳から選挙権年齢と同じ18歳に引き下げることが勧告された⁽⁴⁹⁾。同報告書では、被選挙権年齢を選挙権年齢と同じ年齢まで引き下げる理由として、①国際的には被選挙権年齢と選挙権年齢を一致させている例があること、②公選職に関心がありその職務を十分果たすことのできる21歳未満の若者がいるかもしれないこと、③被選挙権年齢の規定により包括的に立候補を規制しなくとも、選挙人は選挙を通じて公選職にふさわしい人物か否かを決められること等が挙げられている⁽⁵⁰⁾。

(iii) 議員の年齢に関するデータ

下院議員について、近年の総選挙時の平均年齢を見ると、2001年が50.3歳、2005年が51.2歳、2010年が49.9歳、2015年が50.6歳、2017年が51.1歳と、50歳前後で推移している（表2）⁽⁵¹⁾。一方、最近の最年少議員の年齢を見ると、2019年総選挙の際の年齢は23歳、2017年総選挙の際の年齢は22歳であった⁽⁵²⁾。なお、2017年総選挙の際の最年少議員は、2015年総選挙の際も20歳の最年少議員として注目を集めた⁽⁵³⁾。このように、2006年の21歳から18歳への被選挙権年齢の引下げは、下院議員の平均年齢に必ずしも大きな影響を与えたとまでは言えないが、少なくとも2015年総選挙では、20歳の若い議員の誕生につながった。

表2 近年の総選挙における下院議員の平均年齢

総選挙	2001年	2005年	2010年	2015年	2017年
平均年齢	50.3歳	51.2歳	49.9歳	50.6歳	51.1歳

（出典） Lukas Audickas and Richard Cracknell, “Social background of MPs 1979-2019,” *House of Commons Library Briefing Paper*, No.CBP 7483, 27 March 2020, p.7. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-7483/CBP-7483.pdf>> を基に筆者作成。

(3) オーストラリア

(i) 現行制度

下院議員と上院議員の被選挙権年齢は、共に18歳である⁽⁵⁴⁾。

(ii) 被選挙権年齢と選挙権年齢の差

被選挙権年齢は、1973年に選挙権年齢と共に21歳から18歳に引き下げられた⁽⁵⁵⁾。これらの年齢を18歳に引き下げる法案の審議においては、二つの年齢要件の関係について、従前から

(49) Electoral Commission, *op.cit.*⁽⁴⁵⁾, pp.59-63.

(50) *ibid.*, pp.62-63. 選挙委員会の報告書が公表される前から、被選挙権年齢を選挙権年齢と同じ年齢に引き下げるべきであるという主張は見られ、その根拠として、法律が被選挙権年齢を21歳と規定することで、選挙人による候補者の適性の判断を制約すべきではないという③と同様の理由等が挙げられていた。Blackburn, *op.cit.*⁽⁴⁶⁾, pp.169-170.

(51) Lukas Audickas and Richard Cracknell, “Social background of MPs 1979-2019,” *House of Commons Library Briefing Paper*, No.CBP 7483, 27 March 2020, p.7. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-7483/CBP-7483.pdf>> なお、直近の2019年総選挙時の平均年齢は、暫定的に51.0歳とされている。

(52) “Frequently Asked Questions: MPs.” UK Parliament Website <<https://www.parliament.uk/about/faqs/house-of-commons-faqs/members-faq-page2/>>

(53) Sarah Priddy, “Youngest Members of Parliament since 1979,” *House of Commons Library Briefing Paper*, No.04416, 17 December 2019. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN04416/SN04416.pdf>>

(54) 連邦選挙法 (Commonwealth Electoral Act 1918) 第163条。

(55) 久保信保・宮崎正壽『オーストラリアの政治と行政』ぎょうせい, 1990, pp.118-119, 126-127.

被選挙権年齢は選挙権年齢と一致しており、その慣例を変更する理由はなく、選挙権年齢の18歳への引下げとともに、18歳以上の若者は立候補する権利も有するべきであると説明されている⁽⁵⁶⁾。

(iii) 両院の被選挙権年齢の差

連邦憲法は、上院議員の資格を下院議員の資格と同一にする旨を規定し⁽⁵⁷⁾、下院議員の資格について、議会が別に定めるまで、被選挙権年齢を21歳とする旨を規定している⁽⁵⁸⁾。その上で、連邦選挙法が、別の定めとして下院議員及び上院議員の被選挙権年齢を18歳と規定している⁽⁵⁹⁾。したがって、被選挙権年齢の観点からは、上院の独自性は見られない⁽⁶⁰⁾。

(iv) 議員の年齢に関するデータ

2016年8月30日に始まった第45議会について、選挙が行われた同年7月2日時点の年齢に基づき年代別の議員数を見ると、下院議員は30歳未満が0人(0.0%)、30代が21人(14.0%)、40代が60人(40.0%)、50代が44人(29.3%)、60代が22人(14.7%)、70歳以上が1人(0.7%)、不明が2人(1.3%)であり、上院議員は30歳未満が1人(1.3%)、30代が7人(9.2%)、40代が20人(26.3%)、50代が27人(35.5%)、60代が18人(23.7%)、70歳以上が2人(2.6%)、不明が1人(1.3%)であった(表3)⁽⁶¹⁾。また、同じく第45議会における議員の出生日順の一覧⁽⁶²⁾を見ると、選挙が行われた同年7月2日時点で、最年少議員は、下院議員が32歳、上院議員が28歳であった⁽⁶³⁾。

⁽⁵⁶⁾ House of Representatives, "Commonwealth Electoral Bill 1973, Second Reading, Speech," *Commonwealth of Australia Parliamentary Debates*, 1973.2.28. Parliament of Australia Website <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/genpdf/hansard80/hansardr80/1973-02-28/0042/hansard_frag.pdf;fileType=application%2Fpdf>; The Senate, "Commonwealth Electoral Bill 1973, Second Reading, Speech," *Commonwealth of Australia Parliamentary Debates*, 1973.3.14. *idem* <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/genpdf/hansard80/hansards80/1973-03-14/0093/hansard_frag.pdf;fileType=application%2Fpdf>

⁽⁵⁷⁾ 連邦憲法第16条。

⁽⁵⁸⁾ 連邦憲法第34条。

⁽⁵⁹⁾ 連邦選挙法第163条。久保・宮崎 前掲注⁽⁵⁵⁾, pp.126-127.

⁽⁶⁰⁾ 上院の位置付けに関しては、連邦憲法制定時に、上院議員を各州同数とすることにより(連邦憲法第7条)、州の利益の擁護が図られた。もっとも、連邦成立以降、上院議員は州の代表としてよりも政党の一員として行動していると指摘されている。“Origins of the Senate,” *Senate Brief*, No.9, July 2017. Parliament of Australia Website <<https://www.aph.gov.au/~/media/05%20About%20Parliament/52%20Sen/523%20PPP/Senate%20Briefs/PDFs/brief09.pdf?la=en>>

⁽⁶¹⁾ Parliamentary Library, Department of Parliamentary Services, “Parliamentary Handbook of the Commonwealth of Australia, 2017: 45th Parliament,” 2017, p.252. <https://www.aph.gov.au/~/media/05%20About%20Parliament/54%20Parliamentary%20Depts/544%20Parliamentary%20Library/Handbook/handbook_45th_parliament.pdf?la=en> アメリカやイギリスと異なり、オーストラリアについては、議会期ごとの議員の平均年齢について、最新の議会期までの状況が分かる資料が、調査した範囲では見当たらなかったため、年代別の議員数を提示した。また、2019年5月18日の選挙を経て、同年7月2日に第46議会が始まっているが、本稿執筆時点で、同議会について年代別の議員数をまとめた同様の資料が未公表であったため、第45議会の状況を紹介した。なお、少し前の統計であるが、2010年9月28日に始まった第43議会について、2011年7月1日時点の各議院における平均年齢を見ると、下院議員が50.6歳、上院議員が51.7歳となっており、両院の差はわずかであるとされている。Martin Lumb, “The 43rd Parliament: traits and trends,” *Parliamentary Library Research Paper*, 2013-14, 2 October 2013, pp.3-4. <http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/library/prspub/2759512/upload_binary/2759512.pdf;fileType=application/pdf>

⁽⁶²⁾ “The 45th Parliament: Senators and Members, by Date of Birth.” Parliament of Australia Website <https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/Parliamentary_Handbook/mpsbyage>

⁽⁶³⁾ その後、この一覧に掲載されている上院議員の一人が議員資格を喪失し、代わりに2017年11月に23歳の上院議員が選出された。“Senator Jordon Steele-John.” *ibid.* <https://www.aph.gov.au/Senators_and_Members/Parliamentarian?MPID=250156>; Patricia Karvelas, “Jordon Steele-John confirmed as Australia’s youngest senator,” 10 November 2017. ABC Website <<https://www.abc.net.au/radionational/programs/drive/jordan-steele-john-confirmed-as-australias-youngest-senator/9139884>>

表3 第45議会の年代別議員数及び割合

年齢区分	下院議員		上院議員	
	議員数	割合	議員数	割合
30歳未満	0人	0.0%	1人	1.3%
30代	21人	14.0%	7人	9.2%
40代	60人	40.0%	20人	26.3%
50代	44人	29.3%	27人	35.5%
60代	22人	14.7%	18人	23.7%
70歳以上	1人	0.7%	2人	2.6%
不明	2人	1.3%	1人	1.3%

(出典) Parliamentary Library, Department of Parliamentary Services, "Parliamentary Handbook of the Commonwealth of Australia, 2017: 45th Parliament," 2017, p.252. <https://www.aph.gov.au/~/media/05%20About%20Parliament/54%20Parliamentary%20Depts/544%20Parliamentary%20Library/Handbook/handbook_45th_parliament.pdf?la=en> を基に筆者作成。

おわりに

本稿では、我が国において18歳への選挙権年齢の引下げを受け、被選挙権年齢を見直す議論が行われていることを踏まえ、国内外の被選挙権年齢について、①選挙権年齢との差及び②両院議員の被選挙権年齢の差という二つの視点から状況を整理した。

国際的に見ると、選挙権年齢は多くの国で18歳であるが（別図1参照）、被選挙権年齢は一律ではなく、特に上院議員の被選挙権年齢は国ごとに様々である（別図2及び3参照）。しかし、①選挙権年齢との差及び②両院議員の被選挙権年齢の差という視点から被選挙権年齢を見ると、①被選挙権年齢の方が選挙権年齢より高い国が多いこと（約3分の2、別図4参照）、②上院議員の被選挙権年齢の方が下院議員の被選挙権年齢より高い国が多いこと（約3分の2、別図5参照）が国際的な傾向である。ただし、①被選挙権年齢と選挙権年齢が同じ国も一定割合存在し（約3分の1、別図4参照）、特にOECD加盟国について見ると、半数超の国においてこれらの年齢要件が一致している。また、②上院議員の被選挙権年齢と下院議員の被選挙権年齢が同じ国も一定割合存在し（約3分の1、別図5参照）、特にOECD加盟国のうち二院制である国について見ると、これらの年齢要件が一致している国は半数近くに上る。

このように①と②の二つの視点で見た場合に、国際的な傾向が分かれる背景には、本稿で取り上げた各国の状況から、①議員の資格を選挙人の資格よりも厳格にするか、それともその適性を選挙人の判断に委ねるか、②被選挙権年齢の点で上院に特色を持たせるか否か等の考え方の相違が含まれていることがうかがえる。

我が国において被選挙権年齢について議論する際は、①選挙権年齢との関係や、②参議院の在り方等を踏まえ、諸外国の状況も参考しつつ検討を行うことが肝要であろう。

（なす としき）

別表1 世界各国・地域の選挙権年齢・被選挙権年齢（下院）

- ・二院制採用国の下院と一院制採用国の議会の選挙権年齢・被選挙権年齢を一覧化した。
- ・国名の左に「*」を付した国は、直接選挙を採用していない。議席の一部でも直接選挙により選出されている場合は直接選挙採用国として扱い、「*」を付していない。
- ・「*」を付した国について、選挙権年齢は「-」と記載し、被選挙権年齢は議員の就任可能年齢を記載した。
- ・データが不明な国等は、「-」と記載した。
- ・国名の右に「◆」を付した国は、OECD 加盟国である。

	選挙権	被選挙権		選挙権	被選挙権		選挙権	被選挙権
アイスランド◆	18	18	オランダ◆	18	18	サントメ・プリンシペ	18	18
アイルランド◆	18	21	ガーナ	18	21	ザンビア	18	21
アゼルバイジャン	18	25	カーボベルデ	18	18	サンマリノ	18	21
アフガニスタン	18	25	ガイアナ	18	18	シエラレオネ	18	21
アメリカ合衆国◆	18	25	カザフスタン	18	25	ジブチ	18	23
* アラブ首長国連邦	-	25	* カタール	-	30	ジャマイカ	18	21
アルジェリア	18	25	カナダ◆	18	18	ジョージア	18	25
アルゼンチン	16	25	ガボン	18	21	シリア	-	-
アルバニア	18	18	カメルーン	20	23	シンガポール	21	21
アルメニア	18	25	ガンビア	18	21	ジンバブエ	18	21
アンゴラ	18	18	カンボジア	18	25	イスイス◆	18	18
アンティグア・バーブーダ	18	21	北朝鮮	17	17	スウェーデン◆	18	18
アンドラ	18	18	北マケドニア	18	18	スーダン	-	-
イエメン	18	25	ギニア	18	18	スペイン◆	18	18
イギリス◆	18	18	ギニアビサウ	18	18	スリナム	18	21
イスラエル◆	18	21	キプロス	18	25	スリランカ	18	18
イタリア◆	18	25	キューバ	16	18	スロバキア◆	18	21
イラク	18	30	ギリシャ◆	17	25	スロベニア◆	18	18
イラン	18	30	キリバス	18	21	セーシェル	18	18
インド	18	25	キルギス	18	21	赤道ギニア	18	25
インドネシア	17	21	グアテマラ	18	18	セネガル	18	25
ウガンダ	18	18	クウェート	21	30	セルビア	18	18
ウクライナ	18	21	クック諸島	18	18	セントクリストファー・ネービス	18	21
ウズベキスタン	18	25	グレナダ	18	18	セントピントン及びグレナディーン諸島	18	21
ウルグアイ	18	25	クロアチア	18	18	セントルシア	18	21
エクアドル	16	18	ケニア	18	18	* ソマリア	-	25
エジプト	18	25	コートジボワール	18	25	ソロモン諸島	18	21
エストニア◆	18	21	コスタリカ	18	21	タイ	18	25
エスワティニ	18	18	コソボ	18	18	大韓民国◆	18	25
エチオピア	18	18	コモロ	18	18	台湾	20	23
* エリトリア	-	-	コロンビア	18	25	タジキスタン	18	25
エルサルバドル	18	25	コンゴ共和国	18	25	タンザニア	18	21
オーストラリア◆	18	18	コンゴ民主共和国	18	25	チエコ◆	18	21
オーストリア◆	16	18	* サウジアラビア	-	30	チャド	18	25
オマーン	21	30	サモア	21	21	中央アフリカ	-	-

主要国における被選挙権年齢

	選挙権	被選挙権		選挙権	被選挙権		選挙権	被選挙権
* 中華人民共和国	-	18	バルバドス	18	21	マリ	18	21
チュニジア	18	23	パレスチナ	18	28	マルタ	16	18
チリ◆	18	21	ハンガリー◆	18	18	マレーシア	18	18
ツバル	18	21	バングラデシュ	18	25	ミクロネシア	18	30
デンマーク◆	18	18	東ティモール	17	17	南アフリカ	18	18
ドイツ◆	18	18	フィジー	18	18	* 南スーダン	-	21
トーゴ	18	25	フィリピン	18	25	ミャンマー	18	25
ドミニカ	18	21	フィンランド◆	18	18	メキシコ◆	18	21
ドミニカ共和国	18	25	ブータン	18	25	モーリシャス	18	18
トリニダード・トバゴ	18	18	ブラジル	16	21	モーリタニア	18	25
トルクメニスタン	18	25	フランス◆	18	18	モザンビーク	18	18
トルコ◆	18	18	ブルガリア	18	21	モナコ	18	25
トンガ	21	21	ブルキナファソ	18	21	モルディブ	18	18
ナイジェリア	18	25	* ブルネイ・ダルサーム	-	21	モルドバ	18	18
ナウル	20	20	ブルンジ	18	25	モロッコ	18	18
ナミビア	18	21	ベトナム	18	21	モンゴル	18	25
ニウエ	18	18	ベナン	18	25	モンテネグロ	18	18
ニカラグア	16	21	ベネズエラ	18	21	ヨルダン	18	30
ニジェール	18	21	ベラルーシ	18	21	ラオス	18	21
日本◆	18	25	ベリーズ	18	18	ラトビア◆	18	21
ニュージーランド◆	18	18	ペルー	18	25	リトアニア◆	18	25
ネパール	18	25	ベルギー◆	18	18	リビア	-	18
ノルウェー◆	18	18	ポーランド◆	18	21	リヒテンシュタイン	18	18
バーレーン	20	30	ボスニア・ヘルツェゴビナ	18	18	リベリア	18	25
ハイチ	18	25	ボツワナ	18	18	ルーマニア	18	23
パキスタン	18	25	ボリビア	18	18	ルクセンブルク◆	18	18
パナマ	18	21	ポルトガル◆	18	18	ルワンダ	18	21
バヌアツ	18	25	香港	18	21	レソト	18	18
バハマ	18	21	ホンジュラス	18	21	レバノン	21	25
パプアニューギニア	18	25	マーシャル諸島	18	21	ロシア	18	21
パラオ	18	25	マダガスカル	18	21			
パラグアイ	18	25	マラウイ	18	21			

(出典) 列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union) のウェブサイト <<https://data.ipu.org/>> 等を基に筆者作成。

別表2 世界各国・地域の選挙権年齢・被選挙権年齢（上院）

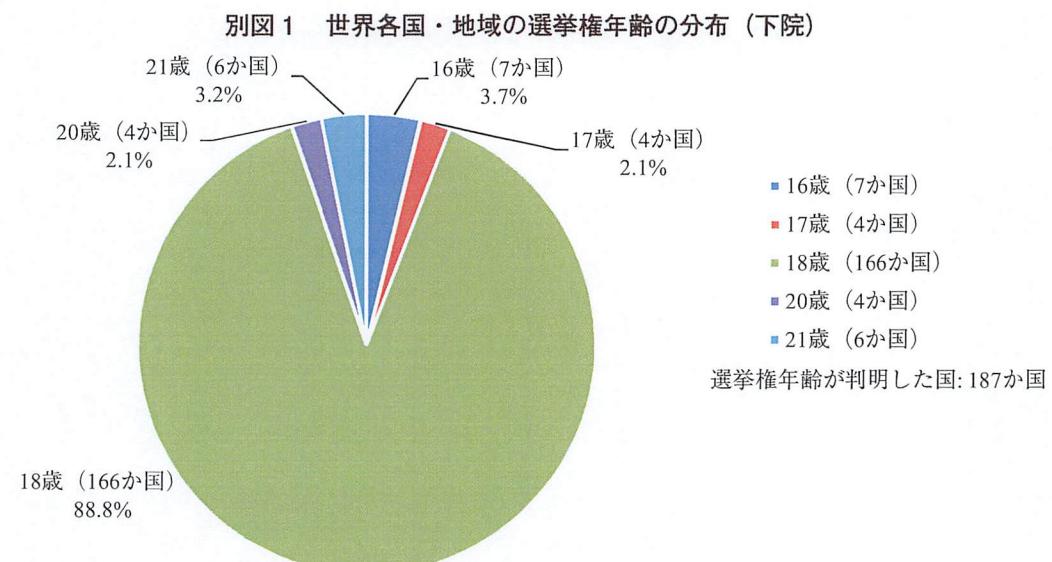
- ・国名の左に「*」を付した国は、直接選挙を採用していない。議席の一部でも直接選挙により選出されている場合は直接選挙採用国として扱い、「*」を付していない。
- ・「*」を付した国について、選挙権年齢は「-」と記載し、被選挙権年齢は議員の就任可能年齢を記載した。
- ・データが不明な国等は、「-」と記載した。
- ・国名の右に「◆」を付した国は、OECD 加盟国である。

	選挙権	被選挙権		選挙権	被選挙権
* アイルランド◆	-	21	チリ◆	18	35
* アフガニスタン	-	35	* ドイツ◆	-	18
アメリカ合衆国◆	18	30	ドミニカ共和国	18	25
* アルジェリア	-	35	* トリニダード・トバゴ	-	25
アルゼンチン	16	30	ナイジeria	18	35
* アンティグア・バーブーダ	-	21	* ナミビア	-	21
* イエメン	-	-	日本◆	18	30
* イギリス◆	-	21	* ネパール	-	35
イタリア◆	25	40	* バーレーン	-	35
* インド	-	30	ハイチ	18	30
* ウズベキスタン	-	25	* パキスタン	-	30
ウルグアイ	18	30	* バハマ	-	30
* エスワティニ	-	18	パラオ	18	25
* エチオピア	-	21	パラグアイ	18	35
オーストラリア◆	18	18	* バルバドス	-	21
* オーストリア◆	-	18	フィリピン	18	35
* オマーン	-	40	ブータン	18	25
* オランダ◆	-	18	ブラジル	16	35
* カザフスタン	-	30	* フランス◆	-	24
* カナダ◆	-	30	* ブルンジ	-	35
* ガボン	-	40	* ベラルーシ	-	30
* カメルーン	-	40	* ベリーズ	-	18
* カンボジア	-	40	* ベルギー◆	-	18
* グレナダ	-	18	ポーランド◆	18	30
ケニア	18	18	* ボスニア・ヘルツェゴビナ	-	18
* コートジボワール	-	-	ボリビア	18	18
コロンビア	18	30	* マダガスカル	-	40
* コンゴ共和国	-	45	* マレーシア	-	30
* コンゴ民主共和国	-	30	* 南アフリカ	-	18
* ジャマイカ	-	21	* 南スーダン	-	21
ジンバブエ	18	40	ミャンマー	18	30
イスイス◆	※ 18	18	メキシコ◆	18	25
スペイン◆	18	18	* モロッコ	-	-
* スロベニア◆	-	18	* ヨルダン	-	40
赤道ギニア	18	25	リベリア	18	30
* セントルシア	-	21	ルーマニア	18	33
* ソマリア	-	-	* ルワンダ	-	40
* タイ	-	40	* レソト	-	-
* タジキスタン	-	35	* ロシア	-	30
チエコ◆	18	40			

※イスイスの上院議員は州法に基づいて選出されるが、選挙権年齢及び被選挙権年齢については、グラールス州の選挙権年齢が16歳であるほかは、いずれも18歳である。

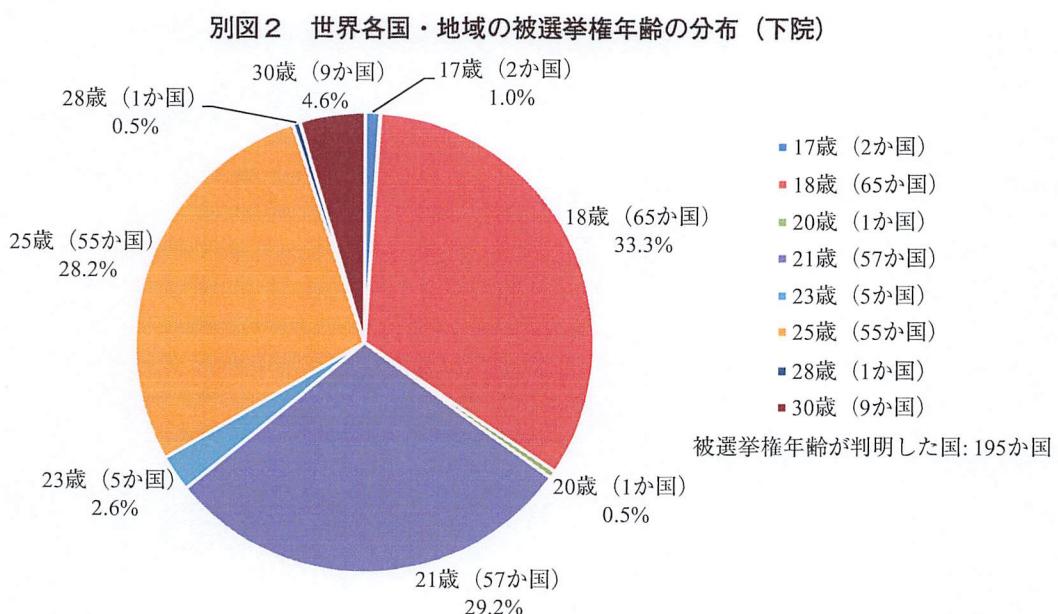
(出典) 列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union) のウェブサイト <<https://data.ipu.org/>> 等を基に筆者作成。

主要国における被選挙権年齢



※二院制採用国の下院と一院制採用国の議会の選挙権年齢の分布をグラフ化した。

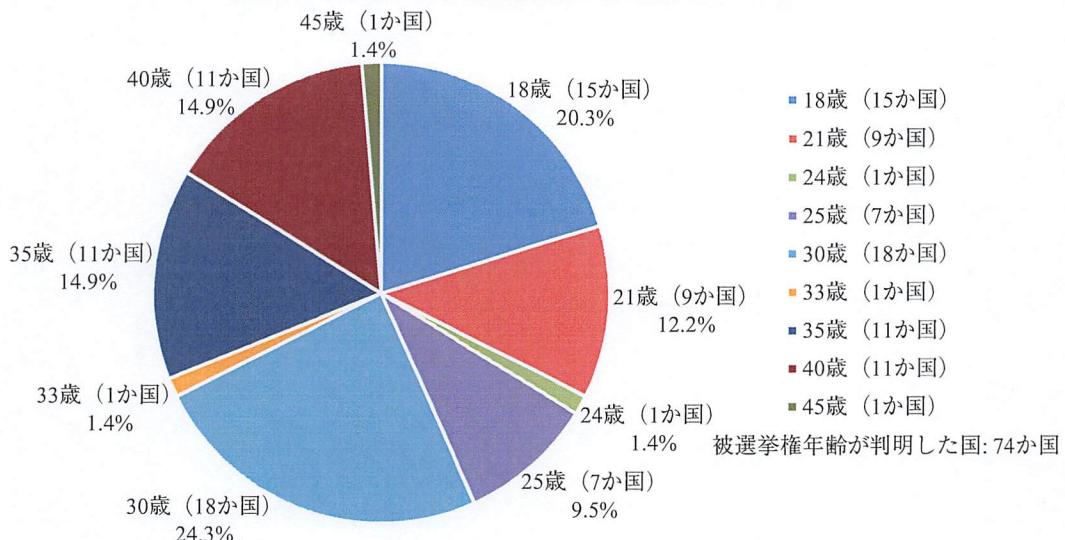
(出典) 列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union) のウェブサイト <<https://data.ipu.org/>> 等を基に筆者作成。



※二院制採用国の下院と一院制採用国の議会の被選挙権年齢の分布をグラフ化した。

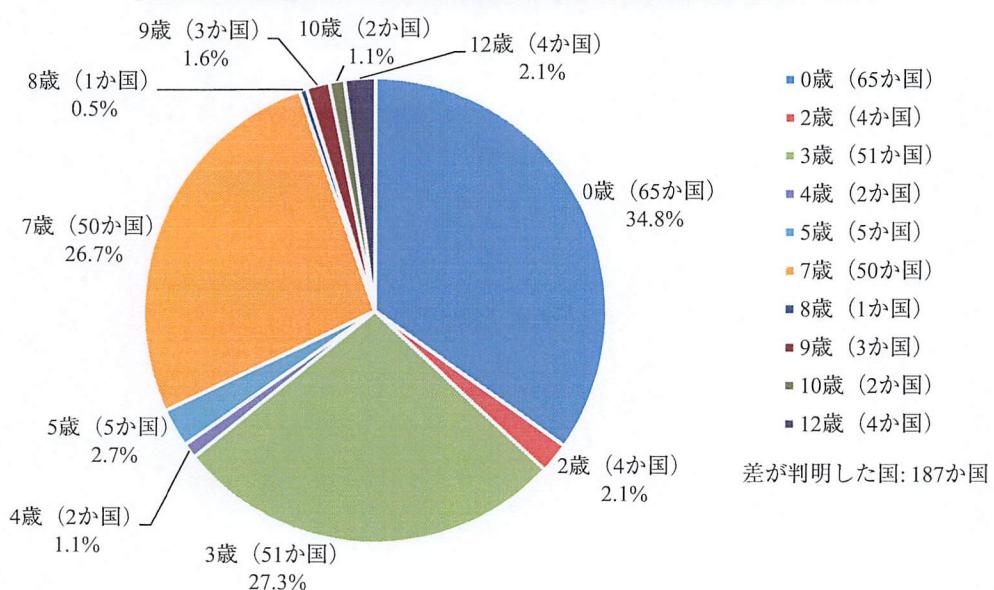
(出典) 列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union) のウェブサイト <<https://data.ipu.org/>> 等を基に筆者作成。

別図3 世界各国・地域の被選挙権年齢の分布（上院）



(出典) 列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union) のウェブサイト <<https://data.ipu.org/>> 等を基に筆者作成。

別図4 世界各国・地域の被選挙権年齢と選挙権年齢の差（下院）

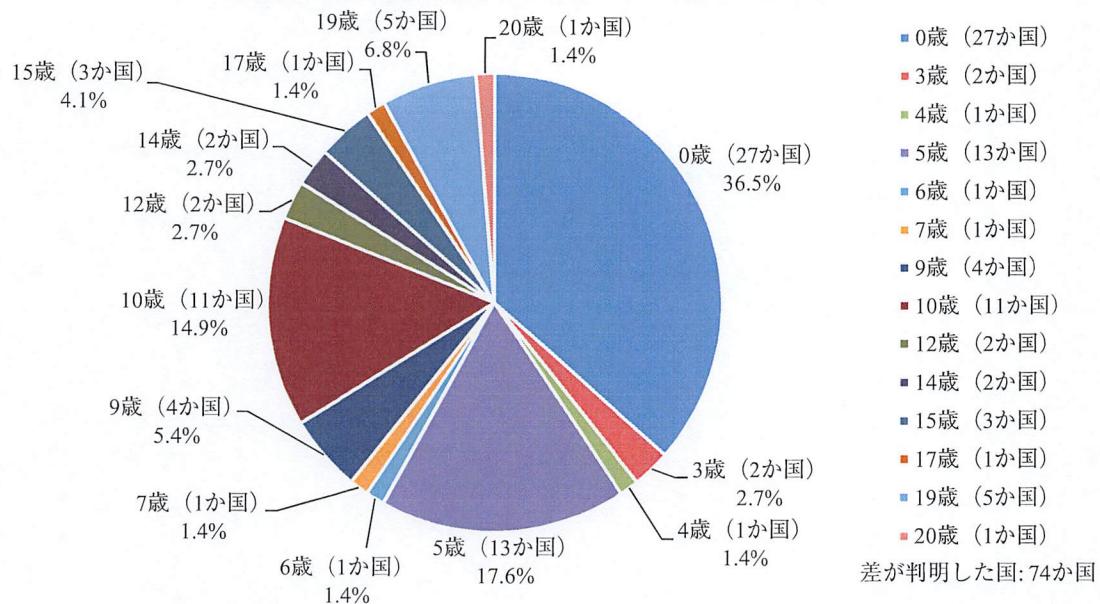


※二院制採用国の下院と一院制採用国の議会について、被選挙権年齢から選挙権年齢を引いた差の分布をグラフ化した。

(出典) 列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union) のウェブサイト <<https://data.ipu.org/>> 等を基に筆者作成。

主要国における被選挙権年齢

別図5 世界各国・地域における両院の被選挙権年齢の差



※二院制採用国について、上院の被選挙権年齢から下院の被選挙権年齢を引いた差の分布をグラフ化した。
(出典) 列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union) のウェブサイト <<https://data.ipu.org/>> 等を基に筆者作成。